

あなたの国民年金

パート③



60歳前に定年退職された方は 国民年金に加入 しなければいけないか？

木戸のKさんの 相談から

国民年金法では「60歳になるまで、いずれかの年金に加入しなければならない」となっています。

Kさん

私は、56歳で定年退職しました。厚生年金は35年掛けていますが、退職後の国民年金はどうなりますか？

年金係

20歳から60歳までは、いずれの年金に必ず加入することになります。

Kさん

私の友達は56歳で定年退職したのですが国民年金に加入しないとっていました。

年金係

そうですね。相談にこられた方は必ず加入するようおすすめしています。また国民年金に加入しないと65歳から支給される老齢基礎年金が少なくなります。

Kさん

それはどういうことですか。

年金係

あなたは厚生年金に35年入っていましたので、60歳から特別支給の老齢厚生年金が支給され、65歳になると老齢基礎年金と老齢厚生年金という二つの年金に切り替ります。といっても通常その合計額は、特別支給の老齢厚生年金と同じ額になります。

Kさん

年金額が同じならかまわないと思いますが。

年金係

そういう考え方もありますね。でも老齢基礎年金がこのままですと満額にはなりません。その人の生年月日によりことなりますが昭和12年生れの方は加入可能年数が35年です。つまり4年分少なくなってしまいます。

国民年金に加入すれば、その分だけ増額されます。

※加入可能年数 年金法が36年に始まり60歳になるまでの年数。

Kさん

それでは加入した方がいいですね。

年金係

65歳になっても年金額に変わりないと思われるのは、まちがいですね。受けられるはずの年金を受けそこなったともいえます。

65歳になって気づいても手遅れです

Kさん

年をとってからは、年金がたよりですから加入しましょう。

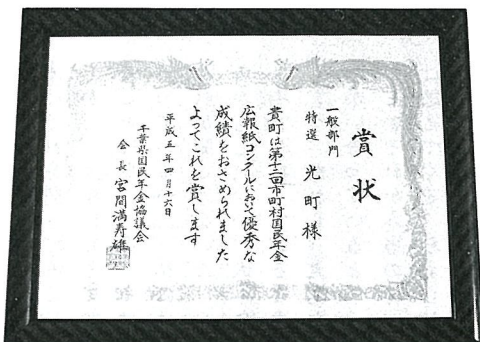
年金係

そうですね。納められるとき納めて、年老いてから年金額が多い方がいいですね。



▲安心して老後が送れるように今から準備

問合せ 役場住民福祉課年金係
☎1211 内線 154



市町村国民年金広報コンクール特選

平成4年度市町村国民年金広報コンクールで当町「あなたの国民年金」が、特選に選ばれ4月16日、市町村国民年金主管課長会議で表彰を受けました。

コンクールは毎年開かれ、5年連続して入選し、そのうち特選は今回で2回目です。

これからも、わかりやすい広報を目ざし続けていきます。